



九州大学法科大学院
『六本松継続教育オフィス』セミナー

プラクティス企業法務 「カスタマーハラスメント」

カスタマーハラスメントは、顧客等から不当な要求を受けて自社の従業員が被害者になる場合とともに、自社の従業員が取引先に対して加害者となりうる可能性もあり、どんな企業にとっても無関係ではられません。

さらに、本年6月、労働施策総合推進法が改正・公布され、カスタマーハラスメント対策を講じることが企業の法的義務となります(公布から1年半以内施行)。

そこで、今回のセミナーでは、まず、九州大学の山下昇教授が、カスタマーハラスメント対策の法政策と判例を概観し、続いて、日弁連「Q&A カスタマーハラスメント対策ハンドブック」の共同執筆者である垣内洋祐弁護士が、今回の法改正もふまえた企業における平時の備えと有事対応のポイントを具体的に解説します。多くのご参加をお待ちしております。

2025年9月22日(月)15時～17時

オンライン開催(先着100名) 参加費 無料

主催/九州大学法科大学院

プログラム

15:00 開会あいさつ

15:05 「カスタマーハラスメント対策の法政策と判例」

講師/山下昇(九州大学法学研究院教授。専門は労働法。労働局紛争調整委員会あっせん委員等を歴任)。

15:35 「カスハラ～平時の備えと有事の対応」

講師/垣内洋祐(弁護士・中小企業診断士。福岡県弁護士会民暴委員会所属。ハラスメントや企業の民暴対策等のセミナーを多数行う)。

16:50 質疑

17:00 閉会

参加申込みは、

<https://www.law.kyushu-u.ac.jp/lawschool/questionnaire/?cId=K5kXnukEJ8> から

お願いします。万一この申込サイトに不都合があるときには、

メール:qlskeizoku@gmail.com 宛てに、お名前、所属、連絡先(電話番号)をお送りください。

